

# 富士吉田市専用水道指導要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の規定による専用水道について、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専用水道布設工事の確認の申請)

**第2条** 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(別記第1号様式)により法第33条第4項及び規則第53条で定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(確認の通知)

**第3条** 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の施設基準に適合しないと認めるときは、その適合しない点を指摘し、専用水道布設工事不適合通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が申請書の添付書類により法第5条の施設基準に適合するのかわからないかを判断することができないときは、専用水道布設工事確認不能通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

4 前3項の通知は、法第33条第6項の規定により、申請を受理した日から起算して30日以内に行う。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項変更の届出)

**第4条** 専用水道の設置者は、法第33条第3項の規定により、同条第2項に規定する申請書の記載事項の変更の届出をするとき、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(別記第5号様式)により市長に届け出るものとする。

(専用水道給水開始前の届出)

**第5条** 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、給水開始前の届出をするとき、専用水道給水開始届(別記第6号様式)により水質検査結果及び施設検査結果を記載した書類を添えて市長に届け出るものとする。

(水道技術管理者設置の届出等)

**第6条** 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置届出書(別記第7号様式)により水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写しを添えて市長に届け出るものとする。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更届出書(別記第8号様式)により水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写しを添えて市長に届け出るものとする。

(専用水道業務の委託及び委託契約失効届出)

**第7条** 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出をするとき、専用水道業務委託届(別記第9号様式)により業務委託契約書の写しを添

えて市長に届け出るものとする。

- 2 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定による業務の委託に係る契約が効力を失ったときは、専用水道業務委託契約失効届（別記第 10 号様式）により市長に届け出るものとする。

（布設工事を伴わない専用水道の届出）

**第 8 条** 布設工事の着手時に法第 3 条第 6 項の専用水道の要件を満たさなかった場合において、その後工事を伴わずに当該要件を満たすこととなったときは、当該専用水道の設置者は、専用水道届出書（別記第 11 号様式）により法第 33 条第 4 項及び規則第 53 条で定める書類及び専用水道となるにいたった経過を記載した書類を添えて市長に届け出るものとする。

（専用水道廃止（休止）の届出）

**第 9 条** 専用水道の設置者は、専用水道を廃止又は休止したときは、速やかに専用水道廃止（休止）届出書（別記第 12 号様式）により市長に届け出るものとする。

（報告の徴収又は立入検査等）

**第 10 条** 市長は、専用水道の施設維持管理等に関する状況を把握し水道における事故発生を未然に防止する為、法第 39 条に基づき、次の事項について指導監督業務を行うものとする。

- (1) 報告の徴収
- (2) 定期立入検査
- (3) 臨時立入検査
- (4) 水道給水栓での水質検査及び残留塩素の随時測定

2 報告の徴収については、以下の事項について行うものとする。

- (1) 水質検査結果の報告

市長は、専用水道の設置者から毎年度の水質検査結果について、翌年度の 4 月 30 日までに報告を徴収するものとする。

- (2) 水質異常・断減水等の報告

専用水道の設置者は、浄水の水質基準超過その他水質異常が生じたときは、直ちに、水質異常・断減水等報告書（別記第 13 号様式）により市長に報告することとする。

- (3) その他必要と認めるもの

3 定期立入検査については、次にとおり行うものとする。

- (1) 立入検査回数

全施設において、3 年以内に 1 回以上の立入検査を実施する。

- (2) 立入検査内容

専用水道施設等の維持管理状況については、専用水道施設立入検査票（別記第 14 号様式及び別記第 15 号様式）により次の各事項について指導を行うものとする。

- ア 水道施設の汚染防止状況
- イ 浄水施設の整備状況
- ウ 浄水操作の状況
- エ 塩素滅菌の状況
- オ 水質検査その他の検査実施状況
- カ 記録の整備状況
- キ その他

4 臨時立入検査については、次の各号いずれかに該当した場合に行うものとする。

- (1) 浄水水質に異常を生じた場合
- (2) 原水水質に異常を生じた場合
- (3) 配水管の折損以外の水道事故が発生した場合
- (4) 水質検査その他の定期検査の実施報告がなされない場合
- (5) その他必要と認める場合

5 水道給水栓での水質検査及び残留塩素の随時測定は、法第 4 条における水質基準に適合しているかどうか、また規則第 17 条の塩素消毒が規定量保持されているか、原則として末端給水栓で検査を行うこと。

(報告の徴収又は立入検査実施後の措置)

**第 11 条** 市長は、報告の徴収又は定期及び臨時の立入検査実施の結果、必要に応じて次の措置を行うものとする。

(1) 立入検査において、前条のいずれかにおいて異常等が認められた場合は、水道事業(施設)等改善指導票(別記第 16 号様式。以下「指導票」という。)の交付を行うものとする。

(2) 改善の指示

市長は、指導票を交付した水道施設等に対しては、改善の内容及び改善の期間の指示を行い、期限を定めて専用水道改善結果報告書(別記第 17 号様式)を徴収するものとする。なお、改善の結果について必要に応じて現地確認を行うものとする。

(3) 水道技術管理者の変更勧告

市長は、水道技術管理者が法第 19 条に規定する職務を怠り、専用水道施設の適正な管理がなされていないことを確認した場合は、法第 36 条第 2 項の規定により、水道技術管理者変更勧告書(別記第 18 号様式)により水道技術管理者の変更を勧告するものとする。

(4) 給水停止命令

市長は、設置者が改善の指示に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれのある場合には、法第 37 条の規定より専用水道給水停止命令書(別記第 19 号様式)により期間を定めて給水の停止を命令するものとする。また、設置者が水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれがある場合も同様とする。

(その他)

**第 12 条** 水道施設の新設、増設、改造等、工事の伴う変更については、法第 32 条の規定により市長の確認を必要とするものであるから、これらの施設の施工については、違反行為のないように厳重監視するものとする。

(国の設置する専用水道に対する適用)

**第 13 条** この要領は、法第 50 条に定める国の設置する専用水道に対しては、適用しないものとする。

**付 則**

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

専用水道布設工事確認申請書

富士吉田市長 様

申請者 住 所

氏 名

次のとおり専用水道の布設工事をしたいので、水道法第 3 3 条第 1 項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 . 専用水道の名称
- 2 . 施設 の 所 在 地
- 3 . 水道事務所の所在地
- 4 . 工事設計書
  - 1 ) 一日最大給水量及び一日平均給水量
  - 2 ) 水源の種別及び取水地点
  - 3 ) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
  - 4 ) 水道施設の概要
  - 5 ) 水道施設の位置 ( 標高及び水位を含む。 ) 規模及び構造
  - 6 ) 浄水方法
  - 7 ) 工事の着手及び完了の予定年月日
  - 8 ) その他厚生労働省令で定める事項 ( 以下「添付書類」参照 )

添付書類 ( 水道法施行規則第 5 3 号 )

- 1 . 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 . 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 3 . 水道施設の位置を明らかにする図面
- 4 . 水源及び浄水場の周辺を明らかにする地図
- 5 . 主要な水道施設 ( 次号に掲げるものを除く。 ) の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 6 . 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

第 号  
年 月 日

専用水道布設工事確認通知書

様

富士吉田市長 印

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法第 5 条に規定する施設基準に適合することを確認したので、同法第 33 条第 5 項の規定により通知します。

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

専用水道布設工事不適合通知書

様

富士吉田市長 印

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の理由により水道法第5条に規定する施設基準に適合しないことを認めたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

様式第 4 号（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

専用水道布設工事確認不能通知書

様

富士吉田市長 印

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について、水道法第 5 条の規定による施設基準に適合するかしないかを判断することができないので、同法第 33 条第 5 項の規定により通知します。

記

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道布設工事確認申請書の記載事項につき下記のとおり変更が生じたので、水道法第 33 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 専用水道の名称・所在地

2 変更事項

変更前

変更後

3 変更年月日

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

専用水道給水開始届

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付 第 号で確認を受けた施設を使用して給水を開始するので、水道法第 34 条第 1 項の規定において準用する同法第 13 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 工事施工個所（新設・増設・改造）
- 3 給水開始予定年月日
- 4 水質検査、施設検査年月日及び結果

添付書類

施設の概要

施設位置図、平面図

水質検査結果及び施設検査結果を記載した書類

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

水道技術管理者設置届出書

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道について、水道法第19条の規定により、下記のとおり水道技術管理者を設置したので届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 選任・変更の年月日
- 3 水道技術管理者の氏名等  
(氏名)  
(資格要件)

添付書類

水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写し

様式第 8 号（第 6 条関係）

年 月 日

水道技術管理者変更届出書

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道について、水道法第 19 条の規定により、下記のとおり水道技術管理者を変更したので、届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 水道技術管理者の氏名等  
変更前  
（氏 名）  
変更後  
（氏 名）  
（資格要件）
- 3 変更年月日
- 4 変更の理由

添付書類

水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写し

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

専用水道業務委託届

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道について、下記のとおり業務を委託したので、水道法第34条第1項の規定において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道設置者の氏名又は名称
- 2 専用水道の名称・所在地
- 3 専用水道管理業務受託者の住所及び氏名  
(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 4 受託専用水道業務技術管理者の職、氏名及び生年月日
- 5 受託専用水道業務技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 6 委託した業務の範囲
- 7 契約期間

添付書類

業務委託契約書の写し

水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類等

様式第 10 号（第 7 条関係）

年 月 日

専用水道業務委託契約失効届

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道について、下記のとおり業務の委託契約が失効したので、水道法第 34 条第 1 項の規定において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道設置者の氏名又は名称
- 2 専用水道の名称・所在地
- 3 専用水道管理業務受託者の住所及び氏名  
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 4 受託専用水道業務技術管理者の職、氏名及び生年月日
- 5 受託専用水道業務技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 6 委託した業務の範囲
- 7 契約期間
- 8 契約が効力を失った理由

様式第 11 号（第 8 条関係）

年 月 日

専 用 水 道 届 出 書

富士吉田市長 様

住所

設置者

氏名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在  
及び名称並びに代表者の氏名）

水道法第 3 条第 6 項に規定する専用水道に該当することになったので、下記のとおり届け出  
ます。

記

記載事項（別添）

- 1．水道事務所の所在地
- 2．水の供給を受ける者の数及び地域に関する事項
- 3．一日最大給水量及び一日平均給水量
- 4．水源の種別及び取水地点
- 5．水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 6．水道施設の概要
- 7．水道施設の位置、規模及び構造
- 8．浄水方法

専用水道となるまでの経過を記載した書類

様式第 12 号（第 9 条関係）

年 月 日

専用水道廃止（休止）届出書

富士吉田市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付第 号で確認を受けた専用水道について、下記のとおり廃止（休止）  
したいので届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 廃止（休止）する事業の内容
- 4 廃止（休止）年月日

様式第 13 号 (第 10 条関係)

年 月 日

水質異常・断減水等報告書

富士吉田市長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり水質異常・断減水が発生しましたので報告します。

記

- 1 専用水道名称・所在地
- 2 状 況
- 3 影響世帯数
- 4 影響人口
- 5 原 因
- 6 対応の状況

様式第 14 号 ( 第 10 条関係 )

専用水道施設立入検査票

専用水道の名称			
専用水道の設置者			
水道 技術管理者	職名		氏名
	水道の実務経験年数		技術管理者としての経験年数
	資格要件	1:基礎教育 + 経験年数 2:5年間の実務経験年数 3:認定講習	職務内容
事業概要	計画給水人口	人	計画1日最大給水量 m <sup>3</sup> /日
	現在給水人口	人	実績1日最大給水量 m <sup>3</sup> /日
	確認年月日	年 月 日	
	変更確認年月日 (最終確認)	年 月 日	(確認申請の必要 有・無)
水源の種類	地表水	・ダム水 箇所・湖沼水 箇所・表流水 箇所	
	地下水	・伏流水 箇所・浅井戸 箇所・深井戸 箇所	
	その他	・浄水受水 箇所・湧水 箇所・その他( )	
浄水方法	緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過・滅菌のみ・その他( )		
検査項目		状 況	
水質基準の遵守 状況 (法第4、20条関係)	水質検査結果は水質基準を満たしているか。		適合・不適合 ( )
	水質検査の記録を作成しているか。記録の保存は適切か。		適切・不適切 ( )
	水質検査を委託している場合、委託先機関は適切か。		適切 (委託先: )・不適切
	定期検査	毎日検査は適切か。	適切・不適切 ( )
		検査の回数及び項目は適切か。	適切・不適切 ( )
	水質検査計画は適切か。		適切・不適切 ( )
精度管理は適切か。委託している場合は精度管理の結果について確認しているか。		適切・不適切 ( )	
施設基準(法第5、6、10、11条関係)	原水の質及び量は適切か。各施設が適切に配置され、給水の確実性が考慮されているか。		適切・不適切 ( )
	水道施設の構造及び材質は安全で、かつ、耐久性があるか。		適切・不適切 ( )
	漏水がなく汚染のおそれがない構造、材質になっているか。		適切・不適切 ( )
	施設は技術的基準を定める省令をみたしているか。		適切・不適切 ( )
確認内容と実際の施設の整合性はとれているか。		適切・不適切 ( )	
健康診断 (法第21条関係)	受診者、受診項目は適切か。		適切・不適切 ( )
	記録の保存は適切か。		適切・不適切 ( )
	健康診断は法定の回数実施されているか。		適切・不適切 ( )
衛生上の措置 (法第22条関係)	取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは清潔で汚染防止の措置が十分か。		適切・不適切 ( )
	上記の施設には、かぎ、柵等と設置するなど、汚染防止の措置が十分か。		適切・不適切 ( )
	予備の設備等はあるか。		滅菌器の台数 [ 台、内予備( 台) ] 薬品在庫 有・無
	給水栓における残留塩素の濃度は適切か。		調査時残留塩素濃度( mg/l )
その他	積極的に情報提供を行っているか。		適切・不適切 ( )
	需用者の入手しやすい方法になっているか。		適切・不適切 ( )
	提供すべき情報は適切か。		適切・不適切 ( )
	水道水質管理について	周辺の状況等について把握しているか。	把握・未把握 ( )
		水質汚染の早期発見のための措置がなされているか。	適切・不適切 ( )
		クリプトスポリジウムの指標菌検査を実施しているか。	実施・未実施 ( )
	クリプトスポリジウムの対策は適切か。		適切・不適切 ( )
	施設管理について	定期的な施設検査が行われているか。	実施・未実施 記録の保存状況 可・不可
		漏水防止対策について年次計画が策定されているか。	整備済み・未整備
		鉛給水管について対応につとめているか。	整備済み・未整備
	危機管理対策等	危機管理マニュアル等の整備	整備済み・未整備・策定中
住民、関係機関等への連絡体制		整備済み・未整備・策定中	
応急復旧体制、応急給水体制		近隣の市町村と協定・給水拠点の整備済み 給水タンク、給水車等の保有状況( ) その他( )	
経営上の問題の有無		無・有 ( )	
指 導・指 示 事 項 等			
立入検査立会者			
立入検査年月日		年 月 日	
立入検査者		富士吉田市 水道担当 氏 名	

様式第 15 号 ( 第 10 条関係 )

専用水道施設立入検査票

専用水道の名称				
専用水道の設置者				
水道 技術管理者	職名		氏名	
	水道の実務経験年数		技術管理者としての 経験年数	
	資格要件	1:基礎教育 + 経験年数 2:5年間の実務経験年数 3:認定講習	職務内容	
専用水道の概要	計画給水人口	人	計画1日最大給水量 m <sup>3</sup> /日	
	現在給水人口	人	実績1日最大給水量 m <sup>3</sup> /日	
	確認年月日	年 月 日		
	変更確認年月日(最終確認)	年 月 日	(確認申請の必要 有・無)	
水源の種類	地表水(ダム水・湖沼水・表流水)・地下水(伏流水・浅井戸・深井戸)・その他(浄水受水・湧水・その他( ))			
浄水方法	緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過・滅菌のみ・その他( )			
検 査 項 目		状 況		
水 源	水利権の有無	有・無		
	水源周辺の汚染源の把握	把握している・把握していない		
	人畜による汚染防止措置	適切・不適切( )		
	施設の清潔保持	適切・不適切( )		
	水源の水量・水質の確保	適切・不適切( )		
浄 水 場	人畜による汚染防止措置	適切・不適切( )		
	施設の清潔保持	適切・不適切( )		
	沈砂池の状況	有(容量 m <sup>3</sup> )・無		
	沈殿池の状況	凝集剤の注入状況	良・不良( )	
		沈殿池の状況	良・不良( )	
ろ過池の状況	ろ過の種類と能力	緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過(能力 m <sup>3</sup> /日)		
	ろ過の状況	良・不良( )		
配 水 池	人畜による汚染防止措置	適切・不適切( )		
	施設の清潔保持	適切・不適切( )		
	容量	( m <sup>3</sup> )	容量不足 無・有(要改造・要増設・その他)	
消 毒	消毒の状況	薬剤名( )	調査時残留塩素濃度( mg/l ) 薬品在庫 有・無	
	滅菌器の整備状況	台数( )台	良・不良( )	
	予備滅菌器の状況		使用可能・使用不可(故障・予備無・その他)	
送水・配水	漏水の状況	有( )・無		
	水圧の状況	適切・不適切( )		
貯水槽等	貯水槽の状況	良・不良( )		
	貯水槽の定期的な清掃の実施	実施・不定期・未実施 実施年月日 平成 年 月 日		
そ の 他				
指 導 指 示 事 項				
立入検査立会者				
立入検査年月日		年 月 日		
立入検査者		富士吉田市 水道担当 氏名		

専用水道 ( 施設 ) 等改善指導票

		立入検査年月日	年 月 日
		検査者	所 属
			職氏名
専用水道の名称			
施設の名称			
技術管理者の 所属・氏名			
<p>貴事業 ( 施設 ) を立入検査したところ、次の事項について改善を要するの で速やかに改善してください。</p> <p>なお、改善報告については、平成 年 月 日までに 富士吉田市長に提出して下さい。</p>			

様式第 17 号 ( 第 11 条関係 )

平成 年 月 日

専 用 水 道 改 善 結 果 報 告 書

富士吉田市長 様

専用水道の所在地

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日の立入検査で指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

改 善 指 示 事 項	改 善 状 況

注 ) 必要に応じ、書類、図面、写真等を添付すること。

様式第 18 号（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

水道技術管理者変更勧告書

様

富士吉田市長 印

下記専用水道の水道技術管理者は、警告を發したにもかかわらず職務を怠っているので、水道法第 36 条第 2 項の規定により水道技術管理者の変更を勧告する。

記

- 1 確認番号・年月日  
（専用水道届出年月日）
- 2 専用水道の名称・所在地
- 3 水道技術管理者（役職・氏名）

専用水道給水停止命令書

様

富士吉田市長 印

下記専用水道は、水道法第 36 条第 1 項の規定による改善指示に従わず、このまま給水を継続させることが当該水道利用者の利益を阻害すると認められるので、同法第 37 条の規定により給水の停止を命ずる。

記

- 1 確認番号・年月日  
( 専用水道届出年月日 )
- 2 専用水道の名称・所在地
- 3 給水停止期間  
水道法第 36 条第 1 項の規定により改善を指示した事項を履行するまでの間